

広島県公安委員会告示第 55 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 16 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1 P05 14	告示の日 (令和 3 年 8 月 16 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P スーパー海物語 I N 沖縄 5 S C F	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋千種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
1 P00 78	同上	同上	P スーパー海物語 I N 沖縄 5 S T A	同上	左同
1 S04 77	同上	回胴式遊 技機	S リング 運命の 秒刻 F L	株式会社藤商事 代表取締役 井上 孝司 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同